

帝京科学大学研究推進委員会規程

(設 置)

第1条 帝京科学大学(以下「本学」という。)における学術研究の推進を図るため、研究推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は次の事項について審議する。

- (1) 研究の推進に関する基本的な方針に関すること
- (2) 全学的な研究テーマの推進に関すること
- (3) 教育推進に関する特別研究費の配分方針等に関すること
- (4) 科学研究費補助金を含む競争的研究資金獲得の支援に関すること
- (5) 産・官・学連携による研究の推進に関すること
- (6) 公的研究費の適正な管理及び研究活動の不正防止等に関すること
- (7) 研究活動の評価に関すること
- (8) 研究環境等の整備推進に関すること
- (9) 職務発明等に関すること
- (10) その他研究推進についての必要な事項に関すること

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長補佐
- (3) 図書館長
- (4) 教務部長
- (5) 学生部長
- (6) 学部長
- (7) 各学科長
- (8) 総合教育センター長
- (9) 教職センター長
- (10) 医学教育センター長
- (11) 事務局長

2 学長が必要と認めたときは、前項の委員以外の者を委員に加えることができる。

3 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(議 事)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部 会)

第6条 委員会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会に関し必要な事項は、委員会が定める。

(庶 務)

第7条 委員会に関する庶務は、会計課の協力を得て総務課において処理する。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（帝京科総第408号 平成30年5月2日）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（帝京科総第543号 令和元年7月10日）

- 1 この規程は、令和元年7月1日から施行する。